

議案第56号

関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月18日提出

関市長 山下清司

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		「		
	12,800		14,500	
	11,300		12,800	
	10,800		12,200	
	10,900	を	12,400	に改める。
	9,600		10,900	
	8,900		10,100	
」		」		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。